

杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により提出のあった下記の開発事業について、条例第 19 条第 1 項に規定する協定を締結したので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、同条第 4 項の規定により当該協定の写しを縦覧に供します。

平成20年11月6日

仙台市長 梅原克彦



1 事業者の氏名及び住所

2 開発事業の名称及び目的

名称 （仮称）鉱物採掘加工愛子工場増設工事

目的 鉱業法第 63 条第 2 項の規定で認可された鉱山の鉱物増産及び製品出荷に対応した工場施設の増設と倉庫の移転拡充をはかるため

3 事業区域の位置及び面積

位置 仙台市青葉区上愛子字大森 62、68、77、81 の各一部

面積 9,430 m²

4 協定の写しの縦覧の期間及び時間

縦覧期間 平成 20 年 11 月 6 日から条例第 22 条の規定による完了の届出の日まで
（ただし、仙台市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く。）

縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

5 縦覧の場所

仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号

仙台市都市整備局住環境部開発調整課（本庁舎 7 階）